

ID: 65

担当部署: 教育委員会 社会教育課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	聖籠町青少年交流センターの設置及び管理に関する条例 第9条第1項		
例規番号	平成14年 条例第4号		
<p>【根拠条文】 (使用許可の取消し等) 第九条 教育委員会は、次の各号の一に該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。</p> <p>一 使用者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 二 偽りその他不正な行為により使用の許可を受けたとき。 三 その他、教育委員会が管理上特に必要と認めたととき。</p> <p>2 前項の規定に基づく使用許可の取消し等によつて使用者が受けた損害について、教育委員会は其の責めを負わない。</p>			
<p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日